

(写)

龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月21日

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市条例第7号

龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和32年龍ヶ崎市条例第138号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（目的及び適用範囲） 第1条 この条例は、次に掲げる特別職に属する職員（以下「<u>特別職の職員</u>」という。）の給与及び旅費について定めることを目的とする。 (1) } 省 略 (3) } （給料） 第3条 給料月額は、<u>別表</u>に掲げる額とする。 （通勤手当） 第3条の2 通勤手当の月額は、龍ヶ崎市職員の給与に関する条例（昭和32年龍ヶ崎市条例第134号。以下「給与条例」という。）第12条の3第2項及び第3項の規定を準用して算出された額とする。 （期末手当） 第4条 期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が市規則で定める級以上であるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と、	（目的及び適用範囲） 第1条 この条例は、次に掲げる特別職に属する職員の給与及び旅費について定めることを目的とする。 (1) } 省 略 (3) } （給料） 第3条 給料月額は、<u>別表第1</u>に掲げる額とする。 （通勤手当） 第3条の2 通勤手当の月額は、龍ヶ崎市職員の給与に関する条例（昭和32年龍ヶ崎市条例第134号。以下「給与条例」という。）第12条の3第2項の規定を準用して算出された額とする。 （期末手当） 第4条 期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が市規則で定める級以上であるもの」とあるのは「市規則で定める

「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

(旅費の支給)
第6条 省 略

2 前項の旅費の種目は、一般職の職員の旅費の種目の例による。
(旅費の額)

第7条 龍ヶ崎市職員の旅費に関する条例（昭和32年龍ヶ崎市条例第137号。以下「旅費条例」という。）第10条の規定は、特別職の職員の航空賃について準用する。この場合において、同条第2項中「であって、著しく長時間にわたる移動として市規則で定めるものをするときは、最下級の直近上位の級」とあるのは、「は、最上級（運賃の等級が3以上に区分された航空機により移動するときにおいては最上級の直近下位の級）」と読み替えるものとする。

2 旅費条例第12条の規定は、特別職の職員の宿泊費について準用する。この場合において、同条中「市規則で定める額」とあるのは、「市長が別に定める額」と読み替えるものとする。

3 省 略
付 則

3 公用車を利用した場合には、第7条の規定にかかわらず、鉄道賃及び船賃は、支給しない。

別表 省 略

職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

(旅費の支給)
第6条 省 略

2 前項の旅費の種類は、一般職の職員の旅費の種類の例による。
(車賃等の額)

第7条 内国旅行における車賃、日当、宿泊料及び食事料の額は、別表第2の定額による。

2 外国旅行における日当、宿泊料、食事料及び死亡手当の額は、別表第3の定額による。

3 省 略
付 則

3 公用車を利用した場合には、第7条の規定にかかわらず、鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。

別表第1 省 略

別表第2（第7条関係）

内国旅行の旅費

区分	車賃（1キロメートルにつき）	日当	宿泊料		食事料（1夜につき）
			県内	県外	

市長、副市長 及び教育長	37 円	1,000 円	11,000 円	12,000 円	2,000 円
-----------------	------	---------	----------	----------	---------

別表第 3（第 7 条関係）

外国旅行の旅費

1 日当、宿泊料及び食事料

区分	日当（1 日につき）			宿泊料（1 日につき）			食 事 料 （ 1 夜 につき）
	指定都 市	甲地方	乙地方	指定都 市	甲地方	乙地方	
市長、副 市長及び 教育長	7,200 円	6,200 円	5,000 円	22,500 円	18,800 円	15,100 円	6,700 円

備考

- 1 指定都市とは、国家公務員等の旅費支給規程（昭和 2 5 年大蔵省令第 4 5 号。以下「支給規程」という。）第 1 7 条に規定する都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として支給規程第 1 8 条に規定する地域のうち指定都市の地域以外の地域で支給規程第 1 9 条に規定する地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。
- 2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、乙地方につき定める額とする。

2 死亡手当の額 5 2 0 , 0 0 0 円

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行か

ら適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の臨時特例に関する条例の廃止）

- 3 龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の臨時特例に関する条例（平成17年龍ヶ崎市条例第10号）は、廃止する。

（龍ヶ崎市長、副市長及び教育長の育児等と公務に関する条例の一部改正）

- 4 龍ヶ崎市長、副市長及び教育長の育児等と公務に関する条例（平成22年龍ヶ崎市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（給料の減額） 第6条 第2条第1号及び第2号に規定する期間を含む市長、副市長及び教育長の給料の月額、龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和32年龍ヶ崎市条例第138号。以下「給与条例」という。）第3条の規定にかかわらず、給与条例別表に掲げる市長、副市長及び教育長の給料月額から、当該給料月額を当該月の日数で除して得た額に、当該期間の日数を乗じて得た額を減じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該期間における期末手当等の額の算出の基礎となる給料の月額については、この限りでない。	（給料の減額） 第6条 第2条第1号及び第2号に規定する期間を含む市長、副市長及び教育長の給料の月額、龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和32年龍ヶ崎市条例第138号。以下「給与条例」という。）第3条の規定にかかわらず、給与条例<u>別表第1</u>に掲げる市長、副市長及び教育長の給料月額から、当該給料月額を当該月の日数で除して得た額に、当該期間の日数を乗じて得た額を減じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該期間における期末手当等の額の算出の基礎となる給料の月額については、この限りでない。